

PATENT Attorney

パテント・アトニー

弁理士は知的所有権を社会に活かすパートナー



キングジムの「ドッチファイル」

特集 外国出願の重要性
外国へ特許等の出願をしなかったばかりに生じた問題事例

- 弁理士のある一日
- 特許庁からのお知らせ
- 知的所有権立見席
- 知的所有権豆知識
- 弁理士会からのお知らせ

弁理士会広報誌

1997

春

弁理士会ホームページ
http://www.asahi-net.or.jp/~kb7h-egc/

ビジネス文具大手のキングジム(東京 社長宮本彰氏)は、主力商品のラベライター「テラ」のテレビCMにアイドルタレントを起用するなど積極的な宣伝活動を通じて、知名度を高めているが、その地歩を固めた商品の一つが、パイプ式と具を使用した「ドッチファイル」(登録商標)である。書類のヤマと悪戦苦闘するビジネスにとって、手放すことのできない優れたものだ。二六センチを開けた書類をとる簡単な構造だが、長年にわたってほぼ独占状態を保ってきた秘訣は、新製品を開発するたびに、実用新案権などを途切れることなく取得し、アイデアの保護を図ってきたことにある。



ヒット商品を支えた特許
キングジムの「ドッチファイル」

実用新案第一二四七四一四号

5 VOL.

切れ目のない
権利取得で
競合品封じ!

差し込むだけで簡単にとることができることから人気を呼び、現在でも60%以上のシェアを獲得している。ただ、Gファイルは書類を一方方向にしかはさめない方式だったため、先にさした資料を取り出そうとする場合、新しい資料も一緒に取り出さなければならぬという難点があった。そこで考え出されたのが左右どちらからでも開閉できるドッチフ

イル。従来金具の一方だけだった開閉部を両側に設けた構造だ。ネジはその機能をもとにして、昭和50年に発売したが、開発本部特許課の金森春樹課長によれば、社内には「Gファイルの売れ行きが良いのに、その足を引張るような製品を出すべきでない」との意見もあつたと言っている。しかし、「少しでも不便を感じるユーザーがいたら、そのニーズを答える必要がある」という意見が通って発売したことが成功につながった。「消費者の満足は同社が真先に掲げる経営理念で、現在では、と具の操作部分を改良して使い易くした「ドッチファイル」や材料を合成樹脂化したカラードッチファイルさらには表紙とと具を容易に分別処理できるという環境問題に配慮したスライドドッチファイルなども開発し、企業事務合理化に寄与している。金森課長は、厚型のファイルといえども、当社の商品と言ふ認識が市場に浸透している」と言切るが、それも「工業所有権の取得をつねに念頭に置いて新製品開発に取り組み」という裏付けがあつたの発言で、これ以外の追従を許さない理由にもなっている。



▲「商標法改正について」のパンフレット

弁理士会からのお知らせ

- 特許、実用新案、意匠、商標等について、弁理士が無料で相談に応じます。(月～金)
- 弁理士の仕事や特許制度をやさしく解説したパンフレット(無料)やビデオ(有料)があります。

知的所有権豆知識

5

「立体商標と意匠」

今年の四月一日から、新商標法が施行され、容器等の立体的形状も商標登録の対象となりました。今まで立体的形状は、意匠法の下で、意匠(デザイン)として登録されてきましたので、立体商標と意匠の違いはどの辺にあるのかとの質問をよく受けます。

権利の効力の違いについて説明しますと、「ウイスキー」を指定商品として、容器の立体的形状を立体商標として登録した場合に、第三者が同じ形状の容器に「ウイスキー」を入れて販売する行為は商標権侵害を構成しますが、「香水」を入れて販売する行為は、使用商品が指定商品と非類似ですから、商標権侵害を構成しないこととなります。

これに対して、容器の立体的形状について意匠登録をしていた場合には、中に何を入れようと容器の外観が類似する限り意匠権侵害を構成することとなります。このような違いは、立体的商標が、立体

的形狀を指定商品との関係において、商品の識別標識として保護するのに対して、意匠はこれを登録の対象となつた物品との関係において、物品の美的外観として保護するという両者の保護対象の違いに起因するものです。

弁理士会

意匠委員会委員長 青木 博通



パテント・アトニー

平成9年4月1日発行 第5号 無断転載禁止
編集 弁理士会広報委員会
発行 弁理士会
東京都千代田区霞が関3-4-2 〒100
電話 03-3581-1211(代)
FAX 03-3581-9188
「PATENT ATTORNEY」は英語で「弁理士」のことです。

特集 外国出願の重要性

弁理士会
国際活動委員会 副委員長 小玉秀男

外国へ特許等の出願をしなかったばかりに生じた問題事例

不当な模倣品から自分の商品を守って模倣を停止させることができる、特許、実用新案、意匠、商標等の権利は、基本的には登録されている国でだけ有効ですが、国境を越えたビジネスが当たり前になっている現在では、日本で登録しておいても全く対応できないことが多くあります。いくつかの事例を紹介します。

事例1：コンピュータを組み込んだ医療装置についてA国で模倣品が製造され始め、日本のメーカーがこれを入手して分析するとコンピュータの動作プログラムまでコピーされている。そのプログラムによる測定精度が格段に向上する。この信号処理方式は日本メーカーが大学と共同で開発したものであり、日本では特許取得済み。残念なことに海外では特許出願していない。特許は無くともプログラムのコピーは違法だとして警告する。この結果模倣品は市場から姿を消す。ところが約1年後に同一のA国メーカーがデザインも一新した対抗品の販売を開始。入手して調べてみるとプログラムも変えられている。変えられたプログラムを苦勞して解読してみると、本質的には同じ信号処理方式を採用しており、日本の特許権の権利範囲内にある。それでもA国で製造してA国で

販売すると日本以外の国に輸出することを止めさせる権利は見あたらない。日本に輸出すれば日本の特許権を侵害することになると警告することが精一杯。

事例2：某陶磁器メーカーの販売部門からロンドンのデパートでそっくりの絵柄の模倣品が販売されているとの一報が入る。現地の販売代理店が偶然に発見したとのこと。その模倣品はB国で製造されていることがわかる。早速その絵柄の陶磁器に関する権利を調べる。日本では意匠登録済み。しかし海外では全く権利化されていない。その会社は主として他社から侵害だと攻撃されることを嫌って意匠の出願をしており、そのためには日本で出願しておけばよいと考えていた。この理屈では日本でも模倣品が出回ってしまう。ようがないと考えたことになり、今更対策のしようがない。しかしながら、販売代理店は納得せず、何とかして欲しいの一点ばり。イギリスの弁理士に交渉の検討を依頼する。全く何ともならないというものでも無いらしい。著作権に基づく権利行使、信用のただ乗りを禁止する慣習法に基づく権利行使、或いは消費生活センターに類する機関に苦情を申し立てて行政上の禁止勧告を出してもらう方法など、しかしどの方法を探してもこちら側が証明しなければならぬ事項が多くて手間と費用が掛かり、しかも勝ち目

パテント・アトニー 弁理士の ある一日 日栄国際特許事務所 弁理士 崔 秀 皓

平成9年が始まっつてちょうど三週間が過ぎた。今は昼休み。今朝のニュースでは今日はこの冬最も厳しい冷え込みとのこと。普段は不快な満員電車の熱気がむしろ心地よく感じたのは、おじさんになった証拠かも知れないな、とも思う。

今年の4月で大学を卒業して満10年。大学卒業と同時に特許事務所に職を得たのであるから、特許の仕事で飯を食うようになってからまもなく10年、ということになる。まだまだ若手と思っているのは、自分だけかも知れない。

「弁理士という仕事は、国籍や年齢に関係なく、実力オンリー。どうだね、頑張つてみないか。」という、学生時代に聞いた所長の言葉につられてこの世界に飛び込んだ。直後は、後悔の連続。「しまった」と思った時には既に遅く、バブル絶頂の時期にメーカーに就職した大学の同期生の話を羨ましく思いつつ、実務の勉強、弁理士試験の勉強に



弁理士会仲間と(左から2人目が筆者)

集中する日々が続いた。

ところが今は、結構この仕事が入りに入っている。今日のように寒い朝もそれほど苦にならないのは、久方ぶりに作ってくれた愛妻(?)が弁当が一番の理由であろうが、仕事の調子がまずまずなのも理由の一つ。今日も、午後から依頼人からの相談を受けることになっている。昨日聞いた話だと、かなり事実関係が入り組んでいるらしい。適切なアドバイスが出来るよう、チェックすべきことは午前中に終えてある。

それから、今日の3時から、弁理士会の所属する委員会が開かれる。依頼人の相談が終わりたい出掛けることになろう。もしかしたら定刻に間に合わないかも知れないが、遅れてでも参加はしたい。昨年春に出された諮問に対する答申案もそろそろ形が見えてきたところ。委員会活動は

の計算が難しい。イギリスで意匠登録をしていれば、比較的容易に安価に権利行使できたものをと悔やまれる。またイギリスで意匠登録されていれば、元々模倣品の出現をくい止められていたかもしれない。

次に海外で登録を受けていたために、迅速・安価に解決できた事例を紹介します。

某電動工具メーカー特許担当者からC国で偽物が出回って正規販売代理店が大打撃を受けているとの一報が入る。詳しくは電動工具に使う消耗品に偽物が出回り、その偽物の価格が圧倒的に安いために正規部品の販売が止まってしまうとのこと。調べてみると偽物のパッケージに日本メーカーの商標が付されている。日本のメーカーは100カ国以上の国で商標登録をうけており、当然C国でも登録済み。登録商標権の侵害として警告したところ、パッケージを全く代えるとの回答あり。新しいパッケージは一部似ていることがないでもないが、商標は侵害されておらず販売代理店も納得の上で和解成立。

産業の空洞化が進む今日、海外で権利を確立する必要はますます高まるでしょう。

特許庁からのお知らせ 発明の日フェア

特許庁では「発明の日」を記念して4月17日(木)と18日(金)の2日間、東京霞が関の特許庁庁舎で各種イベントを行います。お気軽にご来場下さい。

記念展示等

- (社)発明協会が実施している「発明くふう展」等の受賞作品を展示します。
- 中小企業の経営者や管理者の方々向けに、中小企業対策事業のビデオを放映します。
- 各地の知的所有権センターで製作する予定の、地域別加工特許情報CD-ROMの説明を行います。
- エジソン生誕150年を記念して、業績や発明品、エピソードなどを展示します。

見学会(4月18日午後のみ)

一般の方を対象に、普段はチョット見れない特許庁の中を見学できます。(要予約)

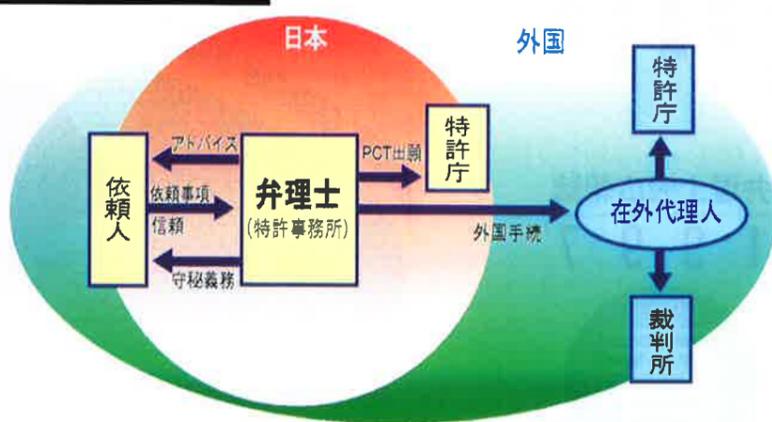
弁理士無料相談会

特許・商標の出願をはじめ侵害事件など、様々な相談に弁理士が応じます。

その他

その他にも、「未来の夢発明コーナー」や工業所有権制度功労者等の表彰式などを行います。お問い合わせは、特許庁総務課広報班まで 電話03-3581-1101(代)(内線2108)

外国出願のフローチャート



未だ二年目。先輩弁理士の勉強の質と量に圧倒されながら、なんとか参加しているという程度であるが、自分なりの充実感もあり、結構楽しい。

さて、そろそろ昼休みも終わる。日中は外しているネクタイを締めて、依頼人の到着を待つことにしよう。学生時代に聞いた所長の言葉の正しさが、今日も証明されればいいな、と思う。

第2回「発明の日記念講演会」開催

弁理士会では、4月18日(金)午後3時から記念講演会を開催します。
場所：弁理士会館 3階会議室
東京都千代田区霞が関3-4-2
講師：浜田和幸氏(国際未来学者)
演題：「発明王エジソンの新しい遺跡発掘秘話」
聴講希望の方は、ハガキかFAXにて住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記の上、弁理士会発明の日記念講演会係まで。(住所、FAX番号は奥付けを参照)

知的所有権 立見席

インターネットと特許

米国政府の予算や米航空宇宙局(NASA)の情報を机の上のパソコンから瞬時にいながら見ることが出来る。NASAの火星生物の写真、宇宙で観測を続けているハッブル望遠鏡がとらえた火星の砂嵐しや強い光を放つクエーサーも発表と同時に感動を持って見る事ができる。ノーベル賞の受賞者の発表をインターネットに接続しながら待ちけるスタイルは新聞社では常識ともなっている。

インターネットの利用者が一億人(全世界で)を突破するのは間近。わが国でもインターネットの国内回線接続者(プロバイダー)が急増して一千台を突破したばかり、利用者も300万人を越えたとされ、載る情報も急ピッチで増え、便利さも高まる一方だ。

このインターネットを活用して世界の特許情報を入手する事も容易となってきている。知的資産の宝とされる休眠特許の活用をわが国ばかりか発展途上国などに流すには便利なシステム。特許流通を97年度の重要な施策と位置



づけている特許庁もパソコンで手軽に必要な情報を引き出す具体策を実施するか。

問題は、地域限定付きという制限がつく特許権。全世界に権利が及ぶ工夫が、カギとなろう。骨子だけ流しても製品が造れることにならないので、現状のままでも流通させても良いとする人もいるが、ソフトウェア特許の場合には、インターネットを通じて、そのままコピーできしてしまう場合もあるので、やはりルールが欠かせない。著作権を保護する国際コンセンサスは得られる見通しだが、対策なしでは便利なインターネットを活用することができないのではないかと。また権利保護を高め世界統一基準も条件となろう。真似ても罰則が軽いと流通させるメリツは無くなる。

インターネットを活用するとインターネット上で特許の売買や技術契約が可能となる。サイバースペース上のビジネスは、もはや常識になりつつある。(T・K)